

日常生活自立支援事業の利用対象者について (お知らせ)

時下 ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

さて、本会におきましては、判断能力が不十分な高齢者や障がい者等への福祉サービスの利用援助や日常的金銭管理サービス等を提供する日常生活自立支援事業を、各市町村社会福祉協議会のご協力のもと実施しております。

このような中、今後、持続可能な事業運営の構築及び在宅生活者に対する支援強化を図る必要があることから、下記のとおり利用対象者の見直しをさせていただくこととなりました。

何とぞ諸般の事情をご賢察の上、ご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

【日常生活自立支援事業における利用対象者の変更点】

(1) 利用対象者

次のいずれにも該当する方

- ・判断能力が不十分な方^(注1)であり、原則として居宅において生活する方^(注2)
- ・本事業の契約の内容について判断し得る能力を有している方^(注3)

(注1)「判断能力が不十分な方」とは、認知症高齢者、知的障がい者、精神障がい者等であって、日常生活を営むのに必要なサービスを利用するための情報の入手、理解、判断、意思表示を本人のみでは適切に行うことが困難な方をいいます。認知症と診断された高齢者、療育手帳や精神障害者保健福祉手帳を有する方に限るものではありません。

(注2)「居宅において生活する方」とは、持家、借家、賃貸で生活する方のことを指します。グループホーム、有料老人ホーム、サービス付き高齢者向け住宅、病院等は、「社会福祉施設・病院等」の扱いとなり、本事業の利用対象にはなりません。ただし、社会福祉施設・病院等において金銭管理サービス等を受けられない場合で、本事業による援助がないと生活が成り立たず、本人の権利擁護に重要な問題が生じる場合は、本事業の利用対象となります。なお、社会福祉施設・病院等において本事業と同様の援助が用意されている場合は、そちらのサービスを優先してご利用いただくこととなります。

(注3)本会が別に定める「契約締結能力判定ガイドライン」に基づいて、本事業の契約の内容について判断し得る能力を判断します。

(2) 実施時期

令和4年4月1日から適用

本事業におけるご相談、問合せは、お住まいの市町村社会福祉協議会までご連絡ください。

また、本事業の詳細につきましては、宮崎県社会福祉協議会ホームページ(下記 URL)をご覧ください。<https://www.mkensha.or.jp/consul/supportcenter.html>